

# 茨城県報

第5707号

昭和44年5月12日

(月曜日)

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目 次

### 規 則

●茨城県屋外広告物審議会規則の一部改正(計画第一課).....	ページ 1
---------------------------------	----------

### 告 示

●結核予防法に基づく医療機関の指定及び指定辞退(保健予防課).....	2
●下平塚地区換地計画の縦覧(農地管理課).....	2
●本豊田地区換地計画の縦覧( " ).....	2
●農地法に基づく土地配分計画(農地拓務課).....	3
●道路の区域変更(2件)(道路維持課).....	3
●建築基準法に基づく道路の位置の指定(建築住宅課).....	4
●笠間市および常陸太田市に対する計量器定期検査の執行(2件)(計量検定所).....	5

### 公 告

●那珂湊都市計画那珂湊復興土地区画整理事業の事業計画の変更について(計画第一課).....	5
●土地立ち入り測量(2件)(用地室).....	7

### 正 誤

●昭和44年4月1日号外(2)中.....	8
-----------------------	---

## 規 則

### 茨城県規則第25号

茨城県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和44年5月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

### 茨城県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則

茨城県屋外広告物審議会規則(昭和39年茨城県規則第80号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、以下1号づつ繰り上げる。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 公 告

## 茨城県告示第612号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき次の医療機関を指定し、及び同条第4項の規定に基づき次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

昭和44年5月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

(指 定)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
方 波 見 病 院	行方郡牛堀町大字牛堀60-1	昭和44年3月1日
半 谷 外 科 医 院	下館市二木成924番地	〃 44年3月11日
太 田 医 院	勝田市泉町1309	〃 44年3月20日
久 根 間 内 科 医 院	土浦市川口町4596	〃 44年4月1日
嶋 貫 小 児 科 医 院	日立市小木津町3888	〃 44年4月1日

(辞 退)

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
方 波 見 医 院	行方郡牛堀町大字永山	昭和44年2月28日

## 茨城県告示第613号

下館市農業協同組合下平塚地区の換地計画の認可申請については適当と決定したので、土地改良法第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和44年5月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 縦覧の期間 昭和44年5月19日から昭和44年6月7日まで
- 縦覧の場所 下館市役所

## 茨城県告示第614号

石下町農業協同組合本豊田地区の換地計画の認可申請については適当と決定したので、土地改良法第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和44年5月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

- 2 縦覧の期間 昭和44年5月19日から昭和44年6月7日まで
- 3 縦覧の場所 石下町役場

茨城県告示第615号

農地法第62条第2項の規定に基づき土地配分計画を作成したから同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和44年5月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

地区名	所在地			入植者		増反者		備考
	郡市	町村	大字	予定売渡口数	予定売渡面積	予定売渡口数	予定売渡面積	
友部の13	西茨城郡	友部町	旭町			団体 1	4,898 <sup>m<sup>2</sup></sup>	
渡里(渡里)の17	水戸市	河和田町				" 1	3,967	
半の木の18	新治郡	八郷町	下林			1	591	
出島十カ村の28	土浦市	菅谷				1	487	
大野原の9	鹿島郡	神栖村	木崎口			団体 1	26,280	
八筋川の8	稲敷郡	東村	八筋川	1	16,000			
菅生沼の8	水海道市	菅生町				団体 1	10,304	

茨城県告示第616号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は昭和44年5月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年5月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 124号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘 要
鹿島郡大洋村大字台湾沢字古沢 1067の2番地先から	旧	メートル 6.0~23.0	メートル 6,362.0	
鹿島郡旭村大字滝浜字石崎 729の17番地先まで	新	18.0~48.0	6,350.0	

鹿島郡旭村大字樅山字監物 604の1番地先から	旧	7.0~9.0	1,511.0
同郡同村大字子生字境堀 401の1番地先まで	新	9.0~32.0	1,505.0
鹿島郡旭村大字子生字薬子前 316番地先から	旧	4.5~8.0	4,513.0
東茨城郡大洗町成田町 字市の沢平3979番地先まで	新	10.0~34.5	4,500.0

茨城県告示第617号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は昭和44年5月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年5月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸鉾田佐原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡旭村大字滝浜字石崎 729—17番地先から	旧	メートル 7.5~22.0	メートル 232.0	
鹿島郡旭村大字滝浜字石崎 490番地先まで	新	39.0~40.0	225.0	
鹿島郡旭村大字子生字境堀 401の1番地先から	旧	7.0~9.0	1,511.0	
同郡同村大字樅山字監物 604の1番地先まで	新	9.0~32.0	1,505.0	
東茨城郡大洗町成田町 字市の沢平3979番地先から	旧	4.5~8.0	4,513.0	
鹿島郡旭村大字子生字薬子前 316番地先まで	新	10.0~34.5	4,500.0	

茨城県告示第618号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和44年 5 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 m	延 長 m
1	44. 5. 12	鹿島郡神栖村大字大野原南団地320—7	4.0	86.50
2	"	" " 大字大野原団地 7 工区	4.0	18.00
3	"	" " 大字平泉12入会大野64—95	4.0	30.00
4	"	" " 大字下幡木896	4.0	15.00
5	"	土浦市大字荒川沖字山下1360—13, —16	4.0	61.75
6	"	" 大字中貫字裏林2942—4, —5, —7	4.0	58.84
7	"	" 大字中村桐1428—1	4.0	45.50
8	"	鹿島郡鹿島町宮中三笠山5290—1	4.0	103.80
9	"	" " 大字粟生字東山2830—5	4.0	85.70
10	"	" " 大字宮中1929, 1932	4.0	25.00
11	"	" " 宮中神野向512	4.0	39.80
12	"	" " 大字宮中1768	4.0	14.00
13	"	" " 平井団地	4.0	41.50
14	"	東茨城郡大洗町大貫町272—2, —4, —5	4.0	47.50

茨城県告示第619号

笠間市および常陸太田市に対する計量器定期検査の執行につき、計量法第141条および第142条の規定により執行区域、器物提出の日時および場所を次のとおり指定し、計量法第143条の規定により次のとおり公示する。ただし、計量法第139条ただし書に該当する計量器は提出を要しない。

昭和44年 5 月12日

茨城県計量検定所長 畑 山 桂

執行区域	器 物 提 出 の 日 時	器 物 提 出 の 場 所	
笠 間 市	昭和44年 6 月10日から(午前9時から)	笠間市(旧笠間町)臨時計量検査所	
	" 6 月13日まで(午後3時まで)		
	" 6 月16日 (午前9時から)		" (旧南山内村) "
	" 6 月16日 (午前11時30分まで)		" (旧大池田村) "
	" 6 月17日 (午後1時から)		" (旧北山内村) "
	" (午後3時まで)		
	" 6 月17日 (午前9時から)		
	" (午前11時30分まで)		

	6月17日	(午後1時から 午後3時まで)	常陸太田市 (旧稲田町)	〃
	6月18日	(午前9時から 午後3時まで)	常陸太田市 (旧西小沢村)	〃
常 陸 太 田 市	6月16日から 5月19日まで	(午前9時から 午後3時まで)	常陸太田市 (旧常陸太田町)	〃
	6月20日	(午前9時から 午前11時30分まで)	常陸太田市 (旧西小沢村)	〃
	5月20日	(午後1時から 午後3時まで)	常陸太田市 (旧世矢村)	〃
	6月23日	(午前9時から 午前11時30分まで)	常陸太田市 (旧幸久村)	〃
	6月23日	(午後1時から 午後3時まで)	常陸太田市 (旧佐竹村)	〃
	6月24日	(午前9時から 午前11時30分まで)	常陸太田市 (旧機初村)	〃
	6月24日	(午後1時から 午後3時まで)	常陸太田市 (旧佐都村)	〃
	6月25日	(午前9時から 午後3時まで)	常陸太田市 (旧河内村)	〃
	6月26日	( 〃 )	常陸太田市 (旧菅田村)	〃

茨城県告示第620号

笠間市および常陸太田市に対する計量器定期検査の執行につき、計量法第142条ただし書に該当する計量器の定期検査を執行するから、計量法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和44年5月12日

茨城県計量検定所長 畑 山 桂

1 実施の時期

昭和44年6月10日から昭和44年7月10日まで

2 定期検査実施の場所

計量器の所在の場所

**公 告**

●那珂湊都市計画那珂湊復興土地区画整理事業の事業計画の変更について

昭和39年3月31日付で変更した那珂湊都市計画那珂湊復興土地区画整理事業の事業計画を昭和44年5月9日変更したから、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第10項で準用する同条第7項及び土地区画整理法施行規則(昭和30年建設省令第5号)第4条第2項の規定により次のように公告する。

昭和44年5月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 土地区画整理事業の名称

那珂湊都市計画那珂湊復興土地区画整理事業

2 事務所の所在地

那珂湊市積迦町5676番地

3 事業計画決定の年月日

昭和23年4月14日

4 事業計画変更の年月日

昭和44年5月9日

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

昭和44年5月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一般国道245号線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

日立市久慈町字釜坂, 前原, 宿屋敷, 前川

日立市向町字北河原

4 立ち入ろうとする期間

昭和44年5月15日から

昭和45年3月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

昭和44年5月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道日立勿来線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

日立市小木津町字後久保

4 立ち入ろうとする期間

昭和44年5月15日から

昭和45年3月31日まで

**正 誤**

昭和44年4月1日茨城県報号外(2)に登載の茨城県事務決裁規程の一部を改正する訓令中下記のとおり誤りがあつたから訂正する。

記

ページ	行	正	誤
8	下から18	「500万円」	「50万円」
9	下から8	第22条	22条
12	上から15	の用途廃止	用途廃止

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行所 茨 城 県  
発行人

印刷所 茨 城 県 印 刷 所